

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6 年 6 月19 日	
堺 市 長 殿	
提出者 住 所 大阪府堺市西区鳳中町10丁8番地5 氏 名 株式会社 鶴土木興業 代表取締役 木下 弘 電話番号 072-263-3365	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社 鶴土木興業 本社
事 業 場 の 所 在 地	堺市西区鳳中町10丁8番地5
計 画 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	06 総合工事業
②事 業 の 規 模	16,961 万円
③従 業 員 数	9 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※道路舗装補修及び復旧工事 ・ がれき類 →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化。 ・ 汚泥 →中間処理業者に委託して埋立処分。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- (管理体制図)
- ※管理部門（本社 工務部）
- ・廃棄物の一括管理及び一連の処理の対応。
 - ・施工中の作業所からの報告の処理。
 - ・月例会議にて現場責任者及び管理担当者に過積載等の不適正な処理がないよう指示。
 - ・下請業者使用時は着手前に廃棄物の処理方法を指示。
- ※工事現場
- ・現場責任者及び管理担当者がマニフェスト・計量伝票にて廃棄物の種類及び量を把握。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排 出 量	3930.87 t	1.07 t
	（これまでに実施した取組） ・廃棄物の適正処理方法に則り、各現場毎に適正な処理を行うよう、業者を選定し量を把握するために、処理計画を作成している。 ・発生量はマニフェスト・計量伝票にて把握し、可能な限り工法の改善に努め発生を抑制している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排 出 量	3538 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・廃棄物の適正処理方法に則り、各現場毎に適正な処理を行うよう、今後とも、業者を選定し量を把握するために、減量化・リサイクル等も考慮して処理計画を立案する。 ・減量化・再生利用適正処理の目的を達成するため、各現場毎の発生量を事前に把握し、可能な限り工法等の改善により発生の抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・混合廃棄物 →現場より直接運搬するか、現場によっては仮置場で品目毎に仮置き、混合しない。 ・混合廃棄物以外（コンクリート塊・アスファルト塊・木くず・汚泥） →現場より各品目毎に直接運搬するか、仮置場に分別して置き、後に積込運搬する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・混合廃棄物 →現状と同じ。 ・混合廃棄物以外（コンクリート塊・アスファルト塊・木くず・汚泥） →現状で実施していることを維持し、確実に分別処理する。

木くず			
0.72 t	t	t	t

木くず			
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

木くず			
0 t	t	t	t

木くず			
0 t	t	t	t

木くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

木くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全処理委託量	3930.87 t	1.07 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	1.07 t
	再生利用業者への処理委託量	3930.87 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、産業廃棄物委託契約書を交し、処理施設や保管場所等の状況・能力を確認している。		

木くず			
0	t	t	t

木くず			
0 t	t	t	t

木くず			
0.72 t	t	t	t
0.72 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全 処 理 委 託 量	3538 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3538 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、産業廃棄物委託契約書を交し、処理施設や保管場所等の状況・能力を確認する。 ・契約時に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

木くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。